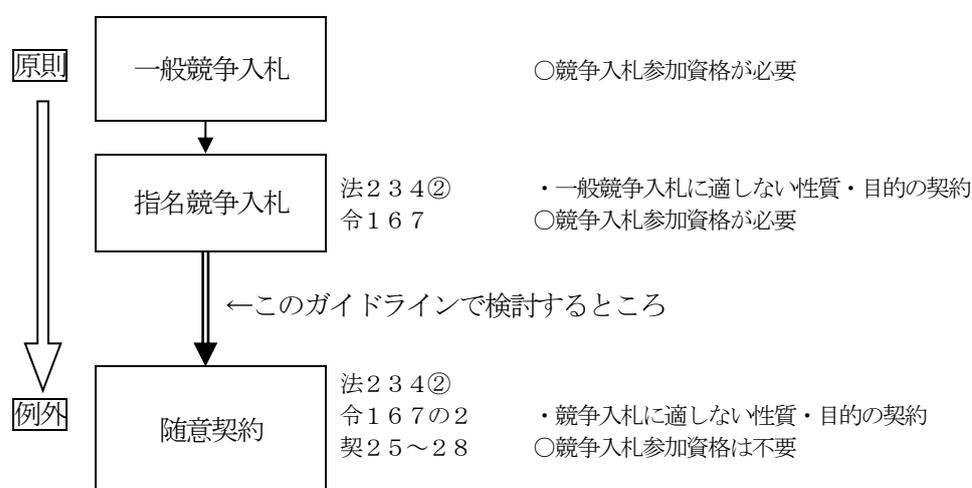


## 業務委託の随意契約ガイドライン

このガイドラインでは、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に定める随意契約の対象となる主なものを例示しました。各号の説明にないものは随意契約をすることができないという趣旨ではなく、また、該当すれば直ちに随意契約とすべきというものでもありません。入札・契約手続きの透明性・公平性・競争性を損なうことのないよう、個々具体的、客観的に判断する必要があります。

地方自治法が一般競争入札を契約締結方法の原則としていることに鑑み、適用にあたってはいたずらに拡大解釈をし、乱用することのないようにしなければなりません。（下図参照）

随意契約をすることとしたときは、適用条項及びその根拠を決裁伺書等書類上に明記しなければなりません。契約行為を行うことは、その行為に対して説明責任が生ずることであると理解してください。



随意契約の相手方には競争入札参加資格は必ずしも必要ではありませんが、入札参加資格審査の際に国税・市税の納付状況の確認を行い、財務関係書類等も提出させており、また競争入札が原則であることに鑑み、なるべく入札参加有資格者名簿に登載されている者と契約をしてください。

### 1 予定価格が規則で定める額を超えないとき（第1号）

- ・契約規則第25条第6号に定める額（50万円）を超えない場合
- ただし、30万円以上の契約は契約規則第28条第1項の規定により、2者以上から見積書を提出させることとなっています。また、30万円未満の契約においても、受注機会の拡大と公平性・透明性・競争性を確保する観点から、複数の業者から見積書を徴すよう努めてください。

### 2 性質又は目的が競争入札に適しないとき（第2号）

- ・著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等知的所有権を必要とし、それによらなければ契約の目的が達せられない場合
- ・機械が特殊であって、その保守についても特殊な技術を要する場合
  - ※ 単に、実績がある・熟練しているというのは該当しません。
- ・契約中の業務と密接不可分な業務を委託する場合
- ・プロポーザル方式で特定した者と契約締結する場合

### 3 福祉施設で製作する物品を買い入れるとき、福祉施設や福祉団体から役務の提供を受けるとき (第3号)

- 対象となる福祉施設・福祉団体等は限定されています。この規定を適用するときは、別に作成した「地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による随意契約の実施の手引き」に従って実施してください。

### 4 市が認定した事業者から新商品を買入れる、借り入れる、又は新役務の提供を受けるとき(第4号)

- 地方自治法施行規則第12条の3により認定を受けた事業者(商工振興課所管)は、他に類がないものを生産又は加工するため、その生産物等には新規性があり、他の者による同類の生産物よりも優れた機能性があり、地方公共団体はその機能性からもたらされる利益をさらに享受することができることから、これらを調達することは、経済性及び競争性の原則の支障にならないものと考えられます。
- この規定を適用するときは、別に作成した「地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による随意契約の実施の手引き」に従って実施してください。
- 平成28年4月1日契約規則第26条改正
- 船橋市では平成30年3月現在、市が認定した事業者から新商品の借り入れ又は新役務の提供を受けた契約実績はありません。

### 5 緊急の必要によるとき(第5号)

- この規定の想定するところは、天災地変その他の非常緊急の場合であり、契約事務の遅滞を救済するためのもものではありません。

### 6 競争入札に付することが不利と認められるとき(第6号)

- 現に契約履行中の業者に引き続き履行させた方が期間の短縮・経費の節減が確保できる場合。  
※当初予期し得なかった事情等により必要となった追加業務  
※入札の延期又は入札で落札者が決定しなかった場合において、契約の相手方が決定するまでの必要最小限の期間の業務

### 7 著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき(第7号)

- ・使用する材料を多量に所有するため、他の者に比べて著しく低価で契約を締結できる場合
- 「著しく有利」とはどの程度であるかについては一概には言えず、個々に判断することとなります。ただし、比較の基準となる価格(標準価格)も状況により変わり得ることに注意し、適用しようとするときは事前に契約課にご相談ください。
- 通常は安価であることは入札により実証すべきです。

### 8 入札者又は落札者がいないとき(不落随契)(第8号)

- ・競争に付したが入札者がいない場合
- ・再度の入札をしても落札者がいない場合
- 契約保証金・履行期限を除くほか、最初の入札時に定めた予定価格その他の条件を変更することはできません。(令167条の2第2項)

### 9 落札者が契約を締結しないとき(第9号)

- 履行期限を除くほかは、最初の入札時に定めた条件を変更することはできません。また、落札金額の制限内で契約を締結しなければなりません。(令167条の2第3項)  
この規定を適用するような事態が生じたときは、契約課にご相談ください。